

Vol.57

今回は **国際業務**

相談事例  
紹介

# 会員相談室

相談委員 **小見山 満** (麻布支部)



電話相談

受付 午前10時～11時50分  
時間 午後 1時～ 2時40分

**03-3354-8520**



事前予約

面接相談・随時相談

**03-5919-7157**



## 日米における相続税等の課税関係

質問

国境を越えた相続が多く発生しますとともに、一方で海外に投資したりして、相続財産の所在も国際的になっている。日米を例にとり、それぞれの国の相続税・贈与税の仕組みと、更に二重課税を回避する仕組みについて教えていただきたい。

### <日本の相続税について>

質問1. 日本の相続税は、海外で生活している相続人にも適用になるか?

### <米国の遺産税・相続税について>

- 質問2. 米国における相続税・贈与税の仕組みはどのようになっているのか?
- 質問3. 米国の相続税・贈与税が、日本人の我々に関係がある場合はどのような時か?
- 質問4. 米国国籍の夫が亡くなった時に日本人妻と一緒に米国に居住していた場合、国籍などに関係なく、連邦遺産税は同じように計算されるのか?
- 質問5. 米国で税金を払ったものに対しても、さらに日本で税金を払うことはあるのか?

### <日米の二重課税の回避について>

質問6. 日本で税金を戻してもらえないのか?

回答

#### 日本の相続税について

#### 回答1 (海外居住者に影響するか?)

日本の相続税では、先ず相続人と被相続人の居住形態を判定基準とし、次に相続財産の所在を判定基準としている。

#### <居住の形態について>

日本の相続税法では、下記の表1のように、無制限納税義務者と制限納税義務者に分けて課税関係を整理している。

無制限納税義務者は、相続財産の取得時に日本に住所を有している者(居住無制限納税義務者)と、日本国籍を持つが、相続財産の取得時に日本に居住はしていないが、相続開始前5年間のいずれかの時に、相続人または被相続人が日本に住所があった者(非居住無制限納税義務者)が該当する。無制限納税義務者は、国内外を問わず、全世界の財産が課税対象となり日本で申告することになる。

一方、制限納税義務者は、相続財産の取得時に日本に居住していない相続人が日本国籍を持ち、相続開始前5年間のいずれの時においても、相続人と被相続人の住所が日本になかったケースと、日本国籍を持たない外国籍のものが相続人となったケースが該当し、日本国内に所在する財産にのみ課税されることになる。

また、平成25年改正では、日本に住所がなく日本国籍を持たない外国籍のものであっても、被相続人が相続開始時に日本に住所を有していた場合には、国内財産のみならず、国外財産についても課税対象になるように範囲が広がられた。

(表1: 日本の相続税の課税関係)

相続人(財産の取得者)	課税の範囲		注意事項
	住所	国籍	
1	日本	国籍を問わない	全世界の財産に課税 相続開始前5年間のいずれかの時に、相続人または被相続人が日本に住所があった場合
2	国外	日本	同上
3	国外	日本	日本国内に所在する財産に課税 相続開始前5年間のいずれの時においても、相続人と被相続人の住所が日本になかった場合
4	国外	外国籍	ただし、被相続人が相続開始時に日本に住所があった場合には、全世界の財産に課税

(注1) 相続時精算課税制度については、特定納税義務者として別途規定あり  
(注2) 上記1のケースを居住無制限納税義務者という  
(注3) 上記2のケースを非居住無制限納税義務者という  
(注4) 上記3と4のケースを制限納税義務者という

### <財産の所在の判定について>

制限納税義務者の納税義務並びにその課税範囲の判定をする際に、相続財産の所在の判定が重要な要素となる。日本の相続税法では相続財産の所在について表2(主な相続財産のみ表示)のように規定している。

(表2: 主な相続財産の所在の判定)

財産の種類	所在の判定
不動産等	その不動産等の所在する場所
動産	その動産等の所在する場所
預貯金等	その受け入れをした営業所又は事業所の所在する場所
保険金	その保険契約に関わる保険会社の本店等の所在する場所
退職手当等	その退職手当等を支払った者の住所や本店等の所在する場所
株式・社債など	その株式や社債などの発行人の本店等の所在する場所

### 米国の遺産税・贈与税について

#### 回答2 (米国の概略)

米国では相続税も贈与税も「あげる人」が納税する。納税義務が「遺(のこ)す人」にあるため「遺産税」と称されている。

2010年に連邦遺産税が1年間廃止されていた。そして、2011年に復活し、次の2年間は最高税率35%、日本の基礎控除に類似する控除が500万ドルと規定されている。

一方、贈与税は年間の非課税枠が13,000ドルであり、生涯の非課税枠が遺産税の控除額と同じ500万ドルとなっている。つまり、贈与については、年間の非課税枠を超えた部分については、その年度ごとに超えた部分に対する贈与税を支払ってもいいし、相続の生前贈与として、相続の控除額の前倒しとして500万ドルの非課税枠に充当することもできる。

なお、連邦遺産税申告書の提出期限は、相続開始日(被相続人の死亡の日)から9カ月以内であるが、Form4768を提出することで、6ヶ月間の延長が認められる。

#### 回答3 (日本人に関係がある場合)

米国の遺産税・贈与税の課税は、課税対象者の居住地並びに財産の場所により異なるので、国籍は関係ない。米国の遺産税・課税対象となるケースをまとめると下記の表3となる。

親から子に財産を「あげる」ことを前提にしている。

(表3: 米国の遺産税・贈与税の課税関係)

居住地	課税の有無	
	原則	例外
1 親 子 共に米国	課税対象	なし
2 親 子 米国 日本	課税対象	なし
3 親 子 日本 米国	課税対象外	財産が米国内にある場合は課税対象になる可能性あり
4 親 子 共に日本	課税対象外	財産が米国内にある場合は課税対象になる可能性あり

表3では、原則的な課税関係とその例外を示しているが、あげる側が米国にいる場合に課税関係が発生するのであり、たとえ親が米国国籍を有していても、財産がすべて米国国外にあり、米国居住者でなければ、米国における遺産税は課されないことになる。

#### 回答4 (国籍は影響あるか?)

米国の夫婦の場合、必ずしも両者が米国国籍とは限らない。米国人の夫と日本国籍の妻が夫婦であることもある。連邦遺産税では、日本と同じく配偶者控除の制度があり、原則として、

配偶者に財産が相続されると取得した資産の金額にかかわらず、無制限に非課税となる。つまり、配偶者の相続部分には遺産税は課税されない。しかし、これは配偶者がアメリカの市民権(米国籍)を取得しているか、若しくは永住権(グリーンカード)を有している場合に限る。したがって、米国国籍の夫が亡くなった時に日本人妻と一緒に米国に居住していたとしても、その妻が日本国籍しかなくグリーンカードを保有していない場合には、連邦遺産税の配偶者控除を受けることはできない。

#### 回答5 (日本でも課税されるのか?)

米国に相続財産がある限り、被相続人と相続人が共に日本に居住している場合でも、米国の連邦遺産税の課税対象となる可能性がある。例えば、被相続人がハワイに別荘を持っていたり、米国の銀行に多額の預金を預けていたりする場合には、連邦遺産税の申告を考慮する必要がある。そして、連邦遺産税を支払った場合でも、被相続人と相続人が日本の居住者であるから、全世界の財産について日本の相続税の申告をすることになる。日本の相続税の申告の際は、米国所在の財産を含めて申告するため、日本でも課税されることになる。後述するように「外国税額控除」が認められるが、米国の税率が日本の税率より低い場合には、一般的に同じ財産についてもその税率の差額分だけは最低でも日本で納税しなくてはならないこととなる。

### 日米の二重課税の回避について

#### 回答6 (二重課税回避の仕組み)

日本と米国の間では、相続税の二重課税を回避すべく条約(正式には「遺産、相続及び贈与に関する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の租税条約」(昭和30年4月1日))が結ばれている。日本は所得税に関する租税条約は現在56カ国(旧ソ連の継承を含む)と締結しているが、相続税・贈与税に関しては米国1カ国だけである。また、この相続税に関する租税条約は、米国の連邦遺産税に関するものであり、州の遺産税、相続税及び贈与税については適用されないことになっている。

二重課税の防止の典型的な例としては、アメリカ人の父が亡くなった時、息子が日本が大好きで日本に5年をこえ永年住んでいるアメリカ人(被相続人が米国国籍の居住者であり、相続人が日本の居住者で無制限納税義務者)の場合で、被相続人が米国と日本に財産を持っていたケースが挙げられる。この場合、米国と日本の財産に課税されることになるが、アメリカに所在する財産に課税された連邦遺産税は、日本の申告において相続税から外国税額控除として差し引かれることになる。つまり、アメリカに所在する財産は、実質的には日本で課税されていないので、アメリカだけで遺産税を払うこととなる。一方、同時に日本の相続税の申告書上、日本にある財産にのみ課税が行われていることになる。このようにして二重課税は調整されることになる。

注) 内容は、平成25年1月1日現在の法令等に基づいています。  
本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見(参考意見)ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。